

## 四万十町人権尊重のまちづくり条例（案）

日本最後の清流といわれる四万十川が流れ、山・川・海の自然が美しいまち四万十町は、日本の原風景に例えられ、豊かな自然に育まれた多彩な文化や歴史のなかで、季節感があり大らかでぬくもりのある暮らしは、相手を思いやり、人と人とのつながりを大切にする温かで豊かな心を育んできました。

思いやりや人と人とのつながりを大切にする心は、自然の恵みを受けて暮らす私たちの文化であり、お接待というおもてなしに代表される独特の風土を醸成しています。私たち一人ひとりがこの思いを大切にし、次世代に守り伝えることが求められています。

私たち、全ての人間は、生まれながらにして自由、平等であり、個人として尊ばれ、人として生きる権利を持っています。日本国憲法や世界人権宣言において基本的人権の尊重を大きな柱として掲げ、ジェンダー平等の実現や子どものいじめ、高齢者の虐待、障がい者への偏見等、あらゆる立場の人の不平等や人権侵害をなくし、差別のない社会の実現を目指しています。

この条例は、人と人とのつながりや思いやりを大切にし、全ての人の人権が尊重され、だれも傷つかない、だれも傷つけない、そしてだれもが能力や個性を発揮して生き生きと暮らすことができるまちを目指し、制定するものです。

### （目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、町の責務並びに町民及び団体の役割を明らかにするとともに、あらゆる人権に関する問題への取組を推進するために必要な事項を定めて施策の推進を図り、全ての人の人権が尊重され生き生きと暮らすことができる社会を実現することを目的とします。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいいます。
- (2) 団体 町内において、営利活動又は非営利活動を行う法人その他の団体をいいます。

### （基本理念）

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有していることを基本として行います。

### （町の責務）

第4条 町は、町民及び団体の人権尊重の意識を高めるとともに、人権尊重のまちづくりに必要な施策（以下「人権施策」といいます。）を積極的に推進します。

(町民の役割)

第5条 町民は、互いに尊重し、互いの権利を守り、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して、学校、家庭、職場、地域その他あらゆる生活の場において人権を尊重するとともに、町が実施する人権施策に協力するよう努めます。

(団体の役割)

第6条 団体は、当該団体の構成員に対し、人権尊重の意識の啓発を図るとともに、町が実施する人権施策に協力するよう努めます。

(基本計画)

第7条 町は、人権尊重のまちづくりを効果的に推進するため、関係機関との連携を図るとともに、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 町長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第11条第1項に規定する四万十町人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければなりません。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(推進体制の充実)

第8条 町は、基本計画に基づく施策を推進するとともに、町民及び団体との協働により、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制を整備します。

(教育及び啓発の充実)

第9条 町は、町民及び団体に人権が身近なものとなるよう、関係機関と連携し、人権教育及び人権啓発を行います。

(相談及び支援体制の充実)

第10条 町は、あらゆる人権問題を気軽に相談でき、必要な支援が行えるよう、関係機関と連携し、相談及び支援体制を整備します。

(審議会)

第11条 人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を審議するため、四万十町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項について、町長に意見を述べることができます。

3 審議会は、委員15人以内で組織します。

4 委員は、次に掲げる者又は団体の構成員のうちから、町長が委嘱し、又は任命します。

(1) 人権擁護委員

(2) 民生委員・児童委員

(3) 区長連絡会

(4) 小学校、中学校、高等学校の学校長

(5) 連合婦人会

(6) 障がい者福祉団体、高齢者福祉団体、児童福祉団体及びその他福祉団体

(7) 公募による者

(8) その他町長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 委員は、再任されることができます。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。